

▶ 「非同盟運動 (NAM)」、「アセアン地域フォーラム (ARF)」をはじめ、さまざまな国際的な協議の場において、非核兵器地位を制度化しようとするモンゴルの努力は歓迎されてきました。2012年のNAM首脳会議は、モンゴルの政策に支持を表明し、モンゴル及びその2つの近隣国が法的文書の締結に向けた協議を始めたことを歓迎し、地位を制度化する国際条約の締結が早期になされることへの期待を表明しました。



▶ 2012年9月17日、モンゴルとP5は、並行して出された宣言に署名しました。宣言において、モンゴルは、核兵器の開発、製造、取得、保有、管理をしないことを誓約しました。また、モンゴルは、いかなる手段によるものであっても自国の領土における核兵器の持ち込みや、そのような兵器の通過を許さず、さらには、自国領土において、核兵器級の放射性物質あるいは廃棄物の投棄や廃棄を許さないという誓約を再確認しました。P5側からは、2000年10月の誓約が再確認され、2000年のモンゴル国内法の文言を歓迎するとともに、モンゴルの地位を尊重し、それに違反するいかなる行動にも与しないことが誓約されました。

### これまでに何が達成されたのか

政治的な意味で言えば、P5の共同声明は、地域の大国間で今後起こりうる地政学的対立において、モンゴルが「人質」にならないことを保証するものです。さらには、モンゴルの領土が、信頼と安定の面において透明性のある地帯であり続け、また、他国の権益を害し、地域の不安定化に利用されないようすることを保証するものです。



### 地位のさらなる制度化のために 何がなされてきたか

国際的に認知された非核兵器地位を得ることは、それ自体が目的ではありません。それは、自国の安全保障を強化し、世界をより安全、安心な場所にするという共通の目的に寄与するための手段なのです。国際的な認知や支持に加え、地位を尊重し、それに背く行為をしないというP5の誓約を背景に、モンゴルは現在、自国の地位を、台頭しつつある東アジア地域全体の安全保障枠組みにおける安定性の一つの要素として活かすことに関心を注いでいます。その観点から、2015年9月には、モンゴルはフィリピンとの協力の下、アセアン地域フォーラム (ARF) の意識啓発/ブレインストーミング・ワークショップをウランバートルで開催しました。この会合は、非核兵器地位の制度化を地域レベルに拡大する道を拓くものとなりました。



暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)



モンゴル非核兵器地位  
フォーカル・ポイント



# モンゴル 非核兵器地位

モンゴル：「...領土内への核兵器あるいはその一部の持ち込みを認めない。」



並行して出された宣言に署名するモンゴルと5核兵器国  
(2012年12月17日、ニューヨーク国連本部)

5核兵器国：

「...モンゴルの地位を尊重し、  
それに違反するいかなる行為にも与しない。」

2014年、ウランバートル

このパンフレットは、モンゴルの非核兵器地位及びその内容に関する簡潔な解説を求める声に応え、在モンゴルNGOであるブルーバナーの協力の下、モンゴル非核兵器地位フォーカル・ポイントが作成しました。

## イニシアティブが始動

このイニシアティブは、1992年9月、モンゴルのP. オチルバト大統領によって始められました。モンゴルに駐留していた最後のソ連/ロシア軍が撤退しようとしていた時のことです。国連総会（UNGA）で登壇した大統領は次のように述べました。「（アジア太平洋）地域、そして世界の軍縮と信頼に貢献すべく、モンゴルは自国の領土を非核兵器地帯として宣言し、その地位が国際的に保証されるよう努めてゆきます」。

冷戦時代、ソ連の格下の同盟国であったモンゴルは、ともに核兵器国であり、イデオロギーその他の対立を抱えていたソ連と中国の緊張関係の中で、いわば「人質」に取られていました。そのモンゴルにとって、非核兵器地位の宣言は、冷戦終結を迎えての当然の措置であったと言えます。

## 目的

核兵器、あるいはそのような兵器システムの一部について、モンゴルへの持ち込みを禁止するとともに、その地位を尊重し、それに違反しうるいかなる行動にも与しないという安全の保証を5つの核兵器国（P5）から得ること。

## イニシアティブに対する挑戦

- 2つの核兵器国の間に位置するモンゴルは、従来通りの（地域的）非核兵器地帯の一部となることはできません。このため、自国の特殊な状況に応じた方法として、モンゴルは、一国非核兵器地帯の概念を促進してきました。
- P5は、モンゴルの「特殊な地理的地位」を公式に宣言し、その存在を認めています。それが従来通りの非核兵器地帯の設立を阻害する前例となり得るとして、モンゴルを非核兵器地帯として認めることを躊躇している国もあります。

## 地位の制度化に向けた諸措置

### a) 一方的措置

#### i. モンゴル

- 1997年、国連軍縮委員会が新たな非核兵器地帯の設立に関するガイドラインの議論を行った際、モンゴルは一国非核兵器地帯設立の概念について検討するよう提案を行いました。



- 2000年、モンゴル国家大会議（議会）は自国の非核兵器地位を国家レベルで制定し、その地位に背いた行為を犯罪化する国内法を採択しました。2006年と2014年には、同法の履行状況を確認し、その完全履行を促すための追加的措置を制定しました。

#### ii. 核兵器国

- 米、中、英、仏の4か国は、1993年及び1994年に、NPT加盟の非核兵器国に供与されている安全の保証に関する一方的宣言によってモンゴルは利益を得るだろうとの個別宣言を行いました。

### b) 二国間

1993年、ロシアは、ソ蒙友好協力条約において、「自国の領土における外国部隊、核兵器及びその他の大量破壊兵器の配備ならびに通過を認めないというモンゴルの政策を尊重する」と誓約しました。

### c) 多国間

- 1998年、国連総会は、「モンゴルの国際安全保障と非核兵器地位」と題する決議53/77Dを採択しました。同決議は：
  - モンゴルによる非核兵器地位の宣言を歓迎。

- P5を含む国連加盟国に対し、地位の確立をめざしてモンゴルと協力するよう奨励。
- すべての国家に対し、同決議に謳われたように、安全保障の広範な側面における強化をめざしてモンゴルと協働するよう奨励。
- 国連事務総長ならびに関連する国連機関に対し、決議の履行に求められる措置の実施に際してモンゴルに支援を提供するよう要請。

- 1998年以降、隔年の国連総会はこのテーマで決議を採択し、国連加盟国及び関連する国連機関に対し、地位の確立に向けてモンゴルと協力するよう呼びかけています。
- 2000年10月、P5は、モンゴルの地位に関連して安全の保証に関する共同声明を発しました。ここでは、安保理決議984（1995年）に謳われているように、安全の保証に関する一方的誓約がモンゴルに対しても適用されると述べられました。
- 国連の後援の下、P5とモンゴルは2001年に札幌で会合を開き、地位の制度化を進めるための具体的な措置についての検討を行いました。この非公式会合においては、非核兵器地位が信頼性あるものとなるために、モンゴルは地位を明確に定めた国際条約を締結する必要があるとの勧告が出されました。
- 札幌会合での勧告を基に、2007年にモンゴルは3か国条約案（モンゴル、中国、ロシアで締結される）を提示しました。この条約案は、既存の非核兵器地帯条約の内容に即してモンゴル自身の誓約を明確に定めるとともに、地位を尊重し、それに背くいかなる行為にも与しないという2つの近隣国の誓約を明確に定めたものです。条約の議定書案は、条約を尊重し、その履行に貢献することを誓約するよう、他の3つの核兵器国に奨励する内容となっています。

- 2009年、モンゴルは、ロシアと中国と一緒に2つの会合をジュネーブで行い、この条約案の内容ならびに交渉を前進させるための方途について協議しました。会合の中で、ロシアと中国は、条約交渉を本格的に進めていくのであれば、他の3つの核兵器国を巻き込むことが必要であるとし、ところが、2012年、P5は、それが「前例」を作ってしまうとして、国際条約の締結を通じて地位を制度化することに対して難色を示すようになりました。